明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告示〕
○商標法第四条第一項第五号の規定に基づき、世界知的所有権機関の国際事務局から通知されたコスタリカの監督用又は証明用の印章又は記号を指定した件（経済産業二一三）　一
○商標法第四条第一項第二号の規定に基づき、世界知的所有権機関の国際事務局から通知されたスペインの記章を指定した件（同二一四）　二
○商標法第四条第一項第五号の規定に基づき、世界知的所有権機関の国際事務局から通知されたハンガリー共和国の監督用又は証明用の印章又は記号を指定した件（同二一五）　三
○商標法第四条第一項第三号の規定に基づき、世界知的所有権機関の国際事務局から通知されたアフリカ連合の標章を指定した件（同二一六）　四
○商標法第四条第一項第三号の規定に基づき、世界知的所有権機関の国際事務局から通知された国際度量衡局の標章を指定した件（同二一七）　四
○商標法第四条第一項第三号の規定に基づき、世界知的所有権機関の国際事務局から通知されたパン・アメリカン口蹄疫センターの標章を指定した件（同二一八）　四
○商標法第四条第一項第三号の規定に基づき、世界知的所有権機関の国際事務局から通知されたジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関の標章を指定した件（同二一九）　四

〔公告〕
諸事項　五
裁判所
破産、免責、再生関係　五
特殊法人等
国立研究開発法人農業環境技術研究所平成二十六事業年度財務諸表、国立研究開発法人産業技術総合研究所特定計量器型式承認、日本弁護士連合会懲戒の処分、企業年金基金変更関係　五〇
地方公共団体
教育職員免許状失効、行旅死亡人関係　五五
会社その他
会社決算公告　五六